

出雲市芸術文化推進指針（素案）について

本市では、平成23年3月に「出雲市芸術文化振興指針」を策定し、芸術文化の振興に努めてきました。今年度は、現行指針（第2次）の期間が満了することから、次期指針の策定に向け、「出雲芸術文化振興会議」において、5回の審議を重ねてきたところ
です。

つきましては、出雲市芸術文化推進指針（素案）について報告します。

1. 策定の趣旨

本市は、心の豊かさが真に実感できる「芸術文化の都出雲」の創造を目指し、平成17年6月に、芸術文化の振興の基本理念と、芸術文化のまちづくりに関する基本的な事項を定める「21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」を制定しました。

この条例を具体化し、本市の芸術文化に関する施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示すものとして、出雲市芸術文化推進指針を策定するものです。

2. 指針（素案）の概要

(1) 計画期間 令和4年度（2022）から令和8年度（2026）まで（5年間）

(2) 骨子（案）

- ① 指針の基本的な考え方
趣旨、位置づけ、期間、芸術文化の範囲
- ② 本市の芸術文化活動の現状と課題
- ③ 芸術文化振興の基本的方向
基本目標、芸術文化振興の視点
- ④ 芸術文化振興の方策と主な取組内容
本市ならではの芸術文化活動の促進、文化を育む環境づくり
- ⑤ 推進体制
推進体制、機能強化

3. 策定（改定）の主なポイント

- (1) 国の動向を踏まえ、芸術文化そのものの振興にとどまらず、関連分野（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等）を視野に入れた総合的な芸術文化政策を展開するとともに、芸術文化により生み出される様々な価値を芸術文化の継承、発展及び創造に活用しようとする観点から、指針の名称を「出雲市芸術文化振興指針」から「出雲市芸術文化推進指針」へ改めました。
- (2) 市民及び文化団体等へのアンケート、これまでに実施した事業の検証結果を踏まえ、本市の芸術文化活動の「現状」と「課題」を9項目に整理し、「課題」に対する方策を定めました。
- (3) 新たに「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されたことから、この指針の位置づけに加えました。
- (4) この指針が対象とする「芸術文化」の範囲について、文化芸術基本法が対象としている範囲を踏まえ定めました。
- (5) 国内観光需要の一層の喚起や観光インバウンドの需要回復を図るため、国内外へ文化資源を活かした情報発信に引き続き取り組んでいくことを定めました。

4. 今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 令和3年12月 | パブリックコメントの実施
市議会全員協議会へ推進指針（素案）を報告 |
| 令和4年 2月 | 第6回振興会議 パブリックコメント結果報告、
推進指針（案）検討
振興会議会長から市長へ 推進指針（案）報告
<u>推進指針 策定</u> |
| 3月 | 市議会へ推進指針の報告 |